11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月三十日にナイロビで

ケニア共和国駐在
日本国特命全権大使　岩谷滋雄

ケニア共和国
副首相兼財務大臣
ウルフ・ケニヤッタ閣下

（ケニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月三十日にナイロビで

ケニア共和国
副首相兼財務大臣
ウルフ・ケニヤッタ閣下

ケニア共和国駐在
日本国特命全権大使　岩谷滋雄閣下

○外務省告示第二百十八号

平成二十二年三月三十一日にネーピードーで、結核対策薬品機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　結核対策薬品機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　野川保晶在ミャンマー大使

ミャンマー側　ソー・ター国家計画・経済開発大臣

平成二十二年四月十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百十九号

平成二十二年三月三十一日にヤウンデで、カメルーン共和国における「コミュニティ参加を通じた村落環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カメルーン共和国における「コミュニティ参加を通じた村落環境整備計画」を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億三千万円

3　署名者

日　本　側　山本啓司在カメルーン大使

国際連合開発計画側　リサ・シムリック・シン在カメルーン事務所臨時代表

平成二十二年四月十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百二十号

一　ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、平成十一年九月十五日に北京で作成された「万国郵便連合憲章の第六追加議定書」の批准書を平成二十一年十二月二十二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。よって、同議定書は、寄託の日にボスニア・ヘルツェゴビナについて効力を生じた。

二　ブラジル連邦共和国政府は、平成十六年十月五日にブカレストで作成された「万国郵便連合憲章の第七追加議定書」の批准書及び次に掲げる諸文書の承認書を平成二十一年十一月二十三日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合一般規則

㈡　万国郵便条約

㈢　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にブラジル連邦共和国について効力を生じた。

三　カナダ政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十二年一月六日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にカナダについて効力を生じた。

四　ケニア共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「郵便送金業務に関する約定」の加入書を平成二十一年十二月十一日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

よって、同約定は、寄託の日にケニア共和国について効力を生じた。

五　スロバキア共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十一年十二月二十二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

㈣　郵便送金業務に関する約定

○国税庁告示第十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十五日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人イーパーツ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目五五番八号	佐々木良一	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで
特定非営利活動法人ＡＣＥ	東京都台東区東上野一丁目六番四号あつきビル三階	尾上　由香	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで
特定非営利活動法人世界遺産長崎チャーチトラスト	長崎県長崎市元船町一七番一号財団法人ながさき地域政策研究所内	市川　森一	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで
特定非営利活動法人全国骨髄バンク推進連絡協議会	東京都新宿区愛住町二三番地Ｗｏｏｄｙ二一―九Ｆ	中野　勝博	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで
特定非営利活動法人地球ボランティア協会	兵庫県芦屋市船戸町三番二五号五〇二	稲畑　汀子	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで

よって、これらの文書は、寄託の日にスロバキア共和国について効力を生じた。

（平成二十二年二月十日付け万国郵便連合国際事務局文書）

平成二十二年四月十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百二十一号

平成二十二年三月三十日にキングストンで、西インド諸島大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジャマイカ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　西インド諸島大学日本語学習機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二千七百十万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　山口祐志在ジャマイカ大使

ジャマイカ側　ケネス・ボー副首相兼外務・外国貿易大臣

平成二十二年四月十五日

外務大臣　岡田　克也